

～ 良し悪し論が錯綜～
ほんとうはどうなの？

子宮頸がんワクチン

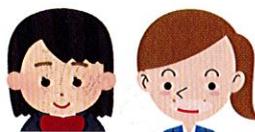


★山梨県の被害体験者として
発言くださる方はさらに
数名増える予定です★



国は、自治体は、学校は、
医療者は、薬害被害から
娘さんを守る責任がある

HPVワクチンは他のワクチンに比べ副作用出現率が突出して高く、予防効果や必要性について否定的なデータがある。接種後お子さんの体調に変化が起きても、まさかワクチンが関係するとは考えつかない。重篤な副作用症状が出ても医師に理解されない。被害者救済も、治療法もまだ確立していない。にも関わらず、HPV ワクチン勧奨再開すべしという声が再燃。果たして受けるべきか判断に迷う。そういった疑問に同ワクチンの全容・真相を検証します。



子宮頸がん
HPV ワクチン被害者の訴え

◆ 第一部：わたしたちの健康を、失った時間や夢を元に戻して！

♣ 望月瑠菜さん (子宮頸がんワクチン被害者 / 身延町)

♣ Rさん (子宮頸がんワクチン被害者 / 北杜市)

◆ 第二部：子宮頸がん HPV ワクチンの全容はこうです



小沢木理 / 医療・薬害問題研究者、薬害オンブズパーソン会議 OB

◆ 第三部：質疑応答

★ご発言いただけるお母様方は
ほかに複数の方を予定しています。

望月千鶴さん (瑠菜さんの母・全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会 山梨県支部代表)

油井万寿美さん (被害者の母)

小沢木理

2018
10 / 21 14:00～16:30
(日) (開場 13:30)

会場 山梨県立国際交流センター

大会議室 (裏面地図参照)

※時間に余裕を持ってお越し下さい。

主催：患者なっとくの会 INCA (インカ) 予約・問合せ 050-7561-5664 e-mail: ba@inca-inca.net

協賛：全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会 山梨県支部 http://inca-inca.net/

協賛：パルシステム山梨

参加費無料

(希望者限定；資料 300 円)



【HPV ワクチンに関する経緯】

【全国での被害者の動き】

- 2013. 3. 25 全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会 設立
- 2016 7. 27 被害者らがHPVワクチン薬害訴訟提訴の声明

【山梨県での動き】

- 2015.10.18 (全国子宮頸がん被害者連絡会山梨県支部)発足 ★署名活動
- 2015.12.26 同支部、「被害者の救済と被害の全容究明を求める」
- 2016. 6. 20 同支部、「県内全域での被害実態調査を求める請願」

- 一. 国の被害者救済を待つのではなく、県の事業として接種したのであるから、山梨県が被害者救済を独自に進めること。
- 二. 定期接種前には、県でも予算を計上した県の事業であったので県の責任において、子宮頸がんワクチンを接種した全ての人に対する健康被害調査の早期着手をすること。

(山梨県議会で採択)

2017.11.27 山梨県支部と北杜地区連名で「国にHPVワクチン副反応被害者の救済措置を求める請願」(北杜市議会で採択)

▶全国 1747 自治体のうち、2 都県 (東京・山梨) 16 市町村で公費助成制度が制定された。(2010.8.17 現在)

・山梨県議会は 2010 年 6 月、県内の小学 6 年生と中学 3 年生の接種に掛かる費用を 1 人当たり 1 万 5000 円まで助成する補正予算案を可決。これに合わせて、県内の全 27 市町村もそれぞれ独自の助成制度を設ける方針を固め、全国に先駆けて HPV ワクチンの公費助成制度が全国的に整備されることになった。

・全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会、2017 年 11 月現在の会員数は 603 人。山梨県支部にも 8 人の被害者がいる。被害を訴える患者からの問い合わせは 3 0 0 0 件を超えている。

【国の政策】
 2009.12 サーバリックス販売開始
 2011. 8 ガーダシル販売開始
 <2010. 6 公費助成 (東京・山梨) >
 2013. 4 定期接種開始
 2013. 6 接種勧奨を中止 (副反応続出で)

♣ 小沢木理

◎医療・薬剤問題研究者

(現在、医療基本法の法制化を活動の中心に位置づけ)

- ・患者の権利法をつくる会※ 常任世話人 (※91 年設立。患者の権利の法制化運動のさきがけ)
- ・薬害オンブズパーソン会議 OB (97 年設立の民間の医薬品監視団体、創立時メンバー)
- ・患者なっとくの会 INCA 代表 (01 年設立。患者の意識啓発活動や「泣かない患者学」学習会等での情報リテラシーの機会提供をはじめ関係機関への提言活動なども行なっている NGO)

患者なっとくの会 INCA

わたしたちは、医療を受ける当事者である患者自身がなっとくできる医療をめざして、その実現に必要な活動を行なっています。

患者への啓発活動としては公開学習会『泣かない患者学』を開催。患者の基本的な権利や、医療の選択のための科学的根拠に基づいた治療法や薬剤情報など自分を守るために必要な知識を学び、患者の自立を促します。

前提として、「国が、専門家が言うことだから必ずしも正しいとは限らない」という視点から情報リテラシーを身に付け、さまざまな課題の検証をし発信しています。

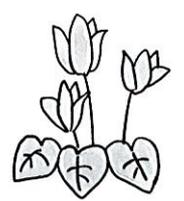
今、最大の活動テーマは医療における大黒柱である「医療基本法」の法制化を目指しています。

患者の権利を擁護するための法律で、医療の憲法と言われるものです。医療に関わるすべての人が目指す指針となります。患者の主体的参加が必要です。



患者の権利法をつくる会
医療基本法についての詳細情報掲載

歩行が困難な方は、第一駐車場にて乗降されることをお勧め致します。



山梨県立国際交流センター ★甲府駅より徒歩 20 分
★甲府駅バスターミナル 4 番より 5 分

第 2 駐車場案内図

